

第6期（第3期介護給付適正化計画）における実施状況

1 全体的な評価

〔主要5事業の実施状況〕

- 主要5事業すべてを実施している保険者は37保険者ある一方、人員体制や専門性を有する職員の確保等の問題から、主要5事業すべての実施に至っていない保険者もある（平成28年度実績）。

主要5事業すべてを実施	37保険者	59.7%
主要5事業のうち4つを実施	19保険者	30.6%
主要5事業のうち3つを実施	4保険者	6.5%
主要5事業のうち2つを実施	1保険者	1.6%
主要5事業のうち1つを実施	1保険者	1.6%
主要5事業いずれも未実施	0保険者	0.0%

平成29年5月実施「第3期介護給付適正化計画に関するアンケート調査結果（速報版）」より

- 上記「実施」については、例えば1件、1回でも実施していれば「実施」として計上されているため、各保険者における個々の事業の取組内容には差がある。
- 介護給付適正化を一層推進するためには、各保険者が認定率や給付費等の地域状況を分析したうえで、個々の実施状況について把握・分析し、適切な見直しを行うことが課題。

2 個別事業の評価

〔要介護認定の適正化〕

- 業務分析データ提供の前提となる要介護認定データの送信については、約8割の保険者からの提出にとどまっている。また、業務分析データの提供を受けている場合であっても、活用方法については保険者間で差が見られる。
- 認定調査票・主治医意見書の確認、認定調査員・介護認定審査会委員等に対する研修及び介護認定審査会委員の連絡会等について、未実施の保険者がある。
- 合議体別グラフ作成ツール等により、合議体間の審査判定結果のばらつきの把握、審査判定手順及び基準が各合議体で共有・遵守されるよう、積極的に関与している事務局が見られる。一方、日常業務に追われて、具体的な取組に着手できていない事務局もある。
- 東京都は全都道府県の中で重度変更率が高く、全国平均を上回っている保険者が多い。地域差の解消を図るために、その要因分析、認定調査・審査判定における課題把握は進んでいるものの、取組の途上である保険者もある。

〔ケアプラン点検〕

- 平成24年度から実施率は上昇。未実施の理由としては、ケアマネジメントに対する保険者職員の知識や、専門性を有する職員の不足等が考えられる。
- 実施している場合であっても、事業の方向性や規模感については、保険者間で差がみられる。新規開設の事業所や経験の浅い介護支援専門員に対する実施が多い一方、地域状況を把握・分析したうえで、特定のテーマを設定して実施する保険者は少数。

- また、点検対象以外の介護支援専門員も含め、事業の趣旨や点検結果等の周知及び浸透すること、点検による効果（ケアプランへの反映状況、利用者の状態改善等）を検証することが課題である。
- 平成30年度から居宅介護支援事業所の指定権限が移譲されることを踏まえ、保険者と介護支援専門員との更なる協力・連携が求められる。

[住宅改修・福祉用具点検]

- 平成25年度から住宅改修・福祉用具購入ともに訪問調査の実施率は下降。未実施の理由としては、優先的、積極的な実施を推奨している適正化事業へのシフト、保険者の人員体制や専門性を有する職員の不足等が考えられる。
- 類似する住宅改修や福祉用具購入・貸与であっても、金額が大きく異なる場合の対応や、特に住宅改修において、福祉系の実績が少ない業者への制度趣旨等の周知が課題。
- 福祉用具貸与について、東京都は全都道府県の中で受給者一人あたり給付月額が高く、全国平均を上回っている保険者が多い。介護給付適正化システムにより、軽度者の利用状況や全国・都内・保険者内の平均貸与単位数との比較が可能であるが、活用が低調。

[縦覧点検・医療情報との突合]

- 東京都では、全保険者が東京都国保連合会に事業実施を委託しており、実施率は100%となっている。一方、委託分は各種帳票のうち一部であり、委託外分に係る点検については、60%程度の保険者での実施にとどまっている。委託外の帳票としては、「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」など、過誤申立につながりやすい帳票が比較的活用されている。
- 帳票の見方や事業者への確認について、効率的・効果的な点検手法の確立が課題。

[介護給付費通知]

- 平成25年度から実施率は微増。
- 通知内容の説明文を同封している保険者が多いほか、通知を広報媒体としてとらえ、介護保険制度の概要や地域状況（認定率や給付費等）をお知らせしている保険者も一部ある。
- 一方、受給者からの反応が薄く、具体的効果が見込みづらいという意見もある。不正請求等の防止だけでなく、保険者における事業の目的を再認識し、そのための実施方法を検討することが課題。

[給付実績の活用]

- 平成26年度から実施率は微増、27年度からは横ばいで推移。約半数の保険者で実施されており、集団指導・個別指導や、事業者へのサービス内容確認などの事業に活用されている。
- 一方、東京都国保連合会独自のシステムも含め、システムの活用に慣れていない、各種帳票の効果的な分析方法を検討中といった保険者が多い。先駆的取組を行う保険者の事例や、国保連合会等による実践的な研修を求める意見も多く、引き続き着実な推進が課題。